

2026年度

定 時 総 会 議 案 書

と き 2026 年 6 月 20 日（土）

15 : 00～

と ころ 自治労会館 3 階会議室

公益社団法人 高知県自治研究センター

目 次

一 議決事項

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 2025 年度事業報告 | P 2～22 |
| 2. 収支報告関連 | P 23～31 |
| 3. 役員の改選 | P 32 |

二 報告事項

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 2026 年度事業計画 | P 33～35 |
| 2. 収支予算書 | P 36～37 |

三 資料関係

- | | |
|-------------------------|---------|
| 1. 高知県自治研究センター定款 | P 38～44 |
| 2. 高知県自治研究センター2026 年度会員 | P 45 |

2026 年度定時総会次第

1. 開 会

2. 定足数報告

3. 理事長あいさつ

4. 総会議長選出

5. 議事録署名人選出

6. 議 事

(1) 議決事項

- ① 第 1 号議案 2025 年度事業報告の承認について
- ② 第 2 号議案 2025 年度収支報告の承認および監査報告について
- ③ 第 3 号議案 任期満了に伴う役員の改選（案）について
- ④ その他

(2) 報告事項

2026 年度事業計画および 2026 年度収支予算について

7. 議長退任

8. 閉 会

第1号議案

2025 年度事業報告（案）

I. 組織運営について

1. 2025 年度定時総会の開催

(1) 日 時 2025 年 6 月 21 日（土） 15 時 05 分～15 時 50 分

(2) 場 所 自治労会館 3 階会議室

(3) 出席状況 会員総数 83 人（団体会員 28 人、個人会員 55 人）

出席 78 人（団体会員 27 人、個人会員 51 人）

〔うち 8 人（団体会員 1 人、個人会員 7 人）委任状
42 人（団体会員 20 人、個人会員 22 人）議決権行使書〕

(4) 議 事

第1号議案 2024 年度事業報告の承認について

第2号議案 2024 年度収支報告の承認および監査報告について

その他

2. 理事会の開催

(1) 2025 年度第1回理事会

① 日 時 2025 年 5 月 31 日（土） 15 時 00 分～16 時 20 分

② 場 所 共済会館

③ 出席状況 理事・監事 15 人中 13 人出席

④ 議 事

第1号議案 研究の進捗状況と今後の方向性について

第2号議案 2024 年度事業報告の承認について

第3号議案 2024 年度貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録の承認について（案）

第4号議案 2025 年度定時総会およびセミナーについて

第5号議案 新規会員の承認について

その他

(2) 2025 年度第2回理事会

① 日 時 2025 年 10 月 4 日（土） 10 時 00 分～11 時 20 分

② 場 所 共済会館

③ 出席状況 理事・監事 15 人中 9 人出席

④ 議 事

第1号議案 研究の進捗状況と今後の方向性について

- 第2号議案 「産業×福祉」シンポジウムの開催について
第3号議案 第3回理事会の日程について
その他

(3) 2025年度第3回理事会

- ① 日 時 2025年12月20日(土) 15時00分～16時30分
② 場 所 ちより街テラス会議室
③ 出席状況 理事・監事15人中11人出席
④ 議 事
第1号議案 研究の進捗状況と今後の方向性について
第2号議案 当法人における利益相反取引について
第3号議案 第4回理事会の日程について
その他

(4) 2025年度第4回理事会

- ① 日 時 2026年3月14日(土) 10時～11時40分
② 場 所 ちより街テラス会議室
③ 出席状況 理事・監事15人中10人出席
④ 議 事
第1号議案 研究の進捗状況と今後の方向性について
第2号議案 2026年度事業計画(案)について
第3号議案 2026年度収支予算書(案)について
第4号議案 2026年度定時総会の日程について
第5号議案 2026年度第1回理事会の日程について
その他

3. 会員の状況(2026年3月31日現在)

団体会員 28団体 (前年比 0)
個人会員 54人 (前年比 +4)

II. 2025年度の調査・研究活動について

1. 地域運営組織のあり方の検証に関する研究

(1) 研究の目的とこれまでの取り組み経過

- ① 高知県の人口減少が加速度的に進行する中、とりわけ中山間地域は過疎高齢化などの多様な課題を抱え疲弊し集落の消滅が現実問題となっています。この中で、持続可能な地域を築いていくうえでの拠点となる地域運営組織の果たす役割は重要であるという立場から、集落活動センター、あったかふれあいセンターの役割と機能について検証することを目的として、2023年度からこの研究を進めてきました。

- ② 2023～2024 年度は、7 市町村 7 地域の「集落活動センター」と「あったかふれあいセンター」において、活動実態や両センターの関係性等について聴き取り調査を実施しました。

(2) 2025 年度の取り組み概要

- ① 2025 年度は、新たなメンバーも加えて研究チームを再結成し、5 回にわたるチーム会議における議論に基づき取り組みを進めてきました。

〈研究チーム会議の体制〉

座長 野田 満 (近畿大学総合社会学部講師)
研究員 伊藤 豊隆 (自治研究センター理事)
哇地 和也 (自治研究センター理事)
中島 史博 (土佐清水市職員)

〈研究チーム会議の開催状況〉

第 1 回会議 2025 年 6 月 2 日 (月)

- ・研究の基本的方向性を確認

第 2 回会議 2025 年 7 月 8 日 (火)

- ・集落活動センターアンケート調査について議論
- ・産業福祉シンポジウムの開催を確認

第 3 回会議 2025 年 9 月 23 日 (火)

- ・集落活動センターアンケート調査内容と日程を確認

第 4 回会議 2026 年 2 月 19 日 (木)

- ・集落活動センターアンケート調査の分析作業

第 5 回会議 2026 年 3 月 27 日 (金)

- ・集落活動センターアンケート調査の分析作業
- ・地域調査の実施に向け対象センター、聴き取り内容等について議論

- ② 第 1 回研究チーム会議で、2025 年度の研究の方向性として、i. 県内の集落活動センターに対するアンケート調査（集落活動センターの運営と連携に関するアンケート調査）を実施する、ii. アンケート調査の中で興味深い事例の洗い出しを行い、深掘りの聴き取り調査を実施する、iii. 秋ごろに研究の頭出し的な報告もかねて「産業福祉シンポジウム」を開催することを確認し、研究活動を行ってきました。（このうち「産業福祉シンポジウム」についてはⅢ－3 に記載）

- ③ 集落活動センターアンケート調査については、研究チーム会議で議論を重ね、i. センターの取り組み内容、実態とセンターが抱える課題、ii. あったかふれあいセンターなど他の主体との連携状況や連携の意向等を調査することを確認し、「アンケート調査票」を作成しました。（資料 1）アンケート実施にあたっては、高知県中山間地域振興対策課に要請し、同課の協力をいただくことができました。アンケートは、2025 年 11 月から 12 月にかけて県内 70 カ所のセンターを対象として郵送で実施し、50 の集落活動センターから回答を得ることができました。（回収率 71.4%）

このアンケートについては、現在研究チーム会議で集約・分析作業中ですが、単純集計の段階では次のことが明らかになっています。

〈集計結果の概要〉

i. 集落活動センターの運営や取り組みの概要

調査対象とした集落活動センターの多くは、比較的小規模な人員で運営されている一方で多岐にわたる事業を担っている。とりわけ既存の慣行の延長上の取り組みを通して交流人口／関係人口の拡充を目指す向きが強く、更なる取り組みへの意向も一定数存在している。組織形態や事業規模、拠点施設の来歴は様々であるが構成員の高齢化は著しく今後の持続的運営に向けた課題として挙げられる。

ii. 集落活動センターの既存組織との連携の実態

集落活動センターと既存組織との連携や協力、情報共有／交流は限定的であり、積極的な連携体制が構築されている事例は少ない。一方で拠点施設を共有或いは利用する組織との間では相対的に連携や交流が生じ易い傾向が確認され、物理的な場の共有が関係形成に一定の影響を及ぼすことが示唆された。連携を妨げる障壁としては 人材不足やモチベーション不足、財源不足等の組織内部の課題が主に挙げられており、特に連携を考えていない集落活動センターでは他組織側に起因する要因は殆ど認識されていない。

iii. 集落活動センターの地域内連携に対する認識

自由回答からは、高齢化および後継者不在による人材基盤の脆弱化、行政への財的依存と持続可能性への不安、組織運営や事業実施に伴う事務負担の増大といった課題が、相互に重なり合いながら存在している状況が明らかとなった。「既存組織との連携」がこれらの課題を直接的に解消する明確な手段として語られている訳ではないが、運営の限界が意識される中での潜在的な選択肢として意識され始めている様子が読み取れる。

- ④ 研究チーム会議では、アンケートの分析作業と並行して、地域聴き取り調査の実施に向けて、対象地域の選定、調査項目および調査の視点等についての議論を行ってきました。

(3) 今後の研究の方向性

2026 年度の取り組みにおいては、「集落活動センターの運営と連携に関するアンケート調査」の詳細な分析を行い、県内の集落活動センターの抱える課題、他の主体との連携の有無や程度、可能性等を明らかにすることをめざします。同時に、アンケート調査で浮き彫りになった連携や共有の具体的姿を明らかにするために各地域ヒアリング調査も実施していきます。

2. 「公共交通から考える 2040 年の高知のまちづくり研究」

(1) これまでの取り組み経過

- ① 2020 年から 2023 年にかけて、「公共交通は、地域住民の移動の自由を保障する極めて

重要な社会インフラである」「公共交通は今後の高知のまちづくりを考えるにあたっての主要な切り口になっていく」という立場から、「公共交通再生に向けた研究」を行ってきました。2023年に提言「高知の公共交通網の利便性を高め、運行を持続させていくために」等を取りまとめ、高知県、高知市に提出するとともに、県、高知市、とさでん交通との意見交換も行ってきたところです。また、2024年3月には、シンポジウム「大切な社会インフラのいまとこれから」を開催し、提言を公表するとともに、公共交通の再生と持続に向けて何ができるかについて話し合ってきました。

- ② コロナ禍を経て、高知県において加速度的に人口減少が進行する中、公共交通をめぐる状況は悪化の一途をたどっています。このような中、センター内で「今こそポスト公共交通研究が必要ではないか」という議論が行われ、2025年度から新たに「公共交通から考える2040年の高知のまちづくり研究」に着手することとしました。

(2) 研究体制、研究の目的と進め方

- ① 次のメンバーで研究チームを結成し、以降研究チーム会議の議論に基づき取り組みを行ってきました。

座長	山村 一正 (自治研究センター副理事長)
研究員	東森 歩 (自治研究センター理事長)
	土居 貴之 (合同会社えこ・まち研究室)
	石川 俊二 (自治研究センター常務理事)

- ② 研究チーム会議では、次のとおり研究目的及び研究の進め方について確認しました。
〈研究目的〉

「公共交通再生に向けた研究」の成果を踏まえ、「公共交通は、仕事（学校）、日常生活、余暇活動など生活のすべての面にわたり必要不可欠な社会インフラであり、高知県においても存続、発展させていかなければならない」という基本的立場から、2040年の高知のまちづくりの方向性を示す「未来への提言」づくりを行っていく。

〈研究の進め方〉

様々なゲストをお招きし、「公共交通わいわいトーク」を実施する。この「トーク」では、ゲストに「2040年の高知の公共交通のあるべき姿」について語っていただき、これをもとに自由な意見交換を行っていく。この「わいわいトーク」を数回にわたり実施し、一巡した段階で取りまとめ作業に入り、提言を作成することをめざす。

ゲストの皆さんにも「わいわいトーク」への継続した参加や、取りまとめ作業にも加わっていただくことをお願いして、多くの皆さんの議論により、提言をつくりあげていくことを追求する。

(3) 2025年度の取り組み概要

- ① 2025年度は、6回の研究チーム会議を実施するとともに、3回の「公共交通わいわいトーク」を開催しました。それぞれの開催状況は次のとおりです。

〈研究チーム会議の開催状況〉

第1回会議 2025年6月30日（月）

- ・研究チームの体制確認
- ・研究の目的、研究の基本的進め方を確認

第2回会議 2025年7月11日（金）

- ・ゲストとのトークの名称を「公共交通わいわいトーク」とすることを確認
- ・第1回「公共交通わいわいトーク」の開催について

第3回会議 2025年8月29日（金）

- ・第2回「公共交通わいわいトーク」の開催について

第4回会議 2025年11月7日（金）

- ・今後のトークゲストの人選と日程について

第5回会議 2025年12月26日（金）

- ・第3回「公共交通わいわいトーク」の開催について

第6回会議 2026年2月13日（金）

- ・高坂学園生涯大学対象のアンケート調査の実施について
- ・第7回チーム会議で嶺北観光自動車竹内社長から問題提起を受けることを確認

〈公共交通わいわいトークの開催状況〉

第1回「公共交通わいわいトーク」 2025年7月28日（月）

ゲスト 高知商業高校社会マネジメント科地域実践コースの皆さん

参加者 高知商業高校・社会マネジメント科 地域実践コース 4名
高知県・交通運輸政策課 1名 高知市・交通戦略課 4名
高知新聞 1名
自治研究センター・研究チーム 4名 事務局 2名

第2回「公共交通わいわいトーク」 2025年11月21日（金）

ゲスト 四国運輸局

参加者 四国運輸局 3名 高知運輸支局 3名
高知市・交通戦略課 2名 高知商業高校学生 4名
高知市議会議員 1名
自治研究センター・研究チーム 4名 事務局 2名

第3回「公共交通わいわいトーク」 2026年2月4日（水）

ゲスト 高坂学園生涯大学の皆さん

参加者 高坂学園生涯大学 5名
高知運輸支局 3名 高知市・交通戦略課 2名
自治研究センター・研究チーム 4名 事務局 2名

- ② 3回にわたる「公共交通わいわいトーク」は、いずれもまず研究チームから2023提言の説明を行った後、ゲストから提案・提言を受け、その後自由に意見交換を行うという形で実施しました。その概要は次のとおりです。

〈第1回「トーク」における

高知商業高校社会マネジメント科地域実践コースの皆さんからの提案〉

i. 「観光」×「公共交通」の視点から「アクティブバス」の提案

観光地（自然体験活動ができる場所）まで高知駅からバスを走らせる

ii. バスの現状についての分析と提案

子どもに視点を向けて、「未成年や小さい子どもでも気軽に利用できる公共交通にする」、外国人観光客等が増加していることを踏まえ、「観光客向け移動援助を行う（翻訳した案内文書など）」

iii. 他県の取り組みや高知県内の取り組みの調査

コミュニティバス、「たま駅長」、モノベストバス

〈第2回「トーク」の概要〉

i. 四国運輸局からは、まず同局の概要、施策紹介が行われた。その中で、地域交通計画については、スクールバスや病院送迎バスも含め対象とし、まちづくりや観光施策とも一体性を持って、地域ぐるみで新たな投資を呼び込む発想をもって取り組んでいくことが強調された。また、後段では自治研究センター提言、高知商業高校企画書に対するコメントが述べられた。

ii. 重要なポイントとして「情報発信」と「他分野共創」が挙げられた。「情報発信」では、「公共交通を利用しようと思ってもらえるような情報を届ける」ことが大事になってくるという観点から、香川県坂出市が地域住民向けに配っているフリーペーパーの紹介があった。（「読みたいと思わせてくれるデザイン」、「具体的なルートを示してどういう使い方があるか、公共交通が地域にどんなメリットをもたらすか等の詳細な記載」により、公共交通に興味を持ってもらえるような内容になっている）「他分野共創」として、自治体や交通事業者を中心とした公共交通の維持・確保には限界があるため、スクールバスや通院バスなど既存のリソースを有効活用したり、教育や医療など様々な他分野との垣根を越えた事業連携をしたりすることが大事になってくることが指摘された。

iii. 意見交換では、高知商業高校生の事業企画書にかかわることと運輸局の施策やコメントに関わることを中心に議論が行われた。運輸局関連では、香川県の琴電の新駅設置の経過や自動運転の見通し等について質疑応答が行われた。また、自治研究センター提言についての運輸局側からの補強的なコメントもあった。

〈第3回「トーク」で高坂学園の皆さんから出された意見〉

i. 高坂学園の皆さんからは、運行経路、ダイヤ、運賃、サービスなど多岐にわたって意見、要望が出され、活発な意見交換が行われた。

ii. 具体的な意見は資料2のとおり。

(4) 今後の研究の方向性

2026年度は、引き続き「わいわいトーク」を継続して開催します。同時に、住民・利用者の公共交通利用の実態や要望を把握するために、生涯大学や高知商業高校における公共交通アンケートを実施していきます。

これらの取り組みを重ねながら、一定の段階で取りまとめ作業に入り、高知のまちづくりの方向性を示す「未来への提言」を作成することをめざします。

Ⅲ. セミナー等の開催

1. セミナー「2040年問題と高知県の進むべき道」

2025年度定時総会と合わせて、吉岡章さん（地方自治総合研究所客員研究員・高知市社会福祉協議会会長）を講師に迎えて、「2040年問題と高知県の進むべき道」をテーマとしたセミナーを開催しました。

開催日時 2025年6月21日（土） 13時30分～14時50分

開催場所 自治労会館3階会議室

参加者 23名

セミナー内容

講師 吉岡 章 さん

（地方自治総合研究所客員研究員・高知市社会福祉協議会会長）

演題 2040年問題と高知県の進むべき道

2. シンポジウム「高知における人口減少時代の処方せん」

2022年度から2025年度に5回にわたって開催した連続セミナー「日本の等身大の姿を見つめる」を総括するという位置づけのもと、2025年7月にシンポジウム「高知における人口減少時代の処方せん」を開催しました。

開催日時 2025年7月26日（土）13時30分～16時50分

開催場所 三翠園

参加者 46名

内容

第1部 基調講演

演題 「人口減少時代の処方せん—地域経済循環がつくるレジリエンス」

講師 中澤 純治 さん（高知大学地域協働学部教授）

第2部 パネルディスカッション

テーマ 「人口減少時代の処方箋—高知で何ができるか何をするか」

コーディネーター

東森 歩 さん（ファン度レイジング・マーケット代表）

パネリスト

安岡 千春 さん（NPO法人日高わのわ会理事長）

柳川 あずさ さん（香美市定住推進課）

北 泰子 さん（高知機型工業副社長）

中澤 純治 さん（高知大学地域協働学部教授）

3. シンポジウム「産業×福祉」（サブタイトル「高齢者は『智慧』の伝道者」）

当センターの再建後最初の基礎研究は「コミュニティビジネス研究」であり、産業活動＝「小金稼ぎ」が福祉的効果＝「元気・生きがい」をもたらすという「産業福祉」の考え方を提唱してきました。現在基礎研究として取り組んでいる「地域運営組織のあり方の検証に関する調査研究」においても、i. 縦割り行政が地域運営組織の融合を妨げている、ii. 高齢者が産業活動を行うことが福祉的効果（元気・生きがい）をもたらすという「産業福祉」の考え方が優位性を持つという仮説をもって研究を進めています。

地域が存亡の危機を迎えた今日こそ、住民と行政の協働の強化が求められ、真に協働するためには行政の縦割りの打破が不可欠であり、産業福祉の考え方の浸透はその突破口となると考えられることから、ストレートに「産業福祉」の意義を明らかにするという目的をもってシンポジウムを開催しました。

開催日時 2025 年 11 月 29 日（土）13：30～16：30

開催場所 サンライズホテル

参加者 43 名

内容

第1部 基調講演

演 題 ばあちゃんたち高齢者の「働く」の可能性を日本中に示す！

講 師 大熊 充 さん（うきはの宝株式会社代表取締役社長）

第2部 パネルディスカッション

テーマ 「産業福祉（産業×福祉）」という考え方をどう広めるか

コーディネーター

野田 満 さん（さんそデザイン共同代表、近畿大学総合社会学部講師）

パネリスト

畦地 和也 さん（高知県自治研究センター理事、元黒潮町教育長）

山首 尚子 さん

（集落活動センターみんなの森、元土佐町社会福祉協議会事務局長）

大熊 充 さん（うきはの宝株式会社代表取締役社長）

【活動日誌】

2025 年

日	曜日	会 議 名 等	場所・参加人数等
4/14	月	三役会	自治労会館 理事 3 人 事務局 3 人
4/18	金	連続セミナー総括シンポジウム講師との打ち合せ	高知大学 理事 1 人 事務局 1 人
4/24	木	「地域運営組織研究」打ち合わせ	高知県自治研究センター 理事 1 人 事務局 1 人
5/16	金	「連続セミナー総括シンポジウム」講師との打ち合せ	高知大学 理事 1 人 事務局 1 人
5/21	水	2024 年度会計監査	自治労会館 監事 2 人 事務局 2 人
5/22	木	「連続セミナー総括シンポジウム」パネリストとの打ち合わせ	日高村 事務局 1 人
5/27	火	「公共交通から考える 2040 年の高知のまちづくり研究」準備会	自治労会館 4 人 事務局 1 人
5/31	土	2025 年度第 1 回理事会	共済会館 理事 11 人 監事 2 人 事務局 4 人
6/2	月	「地域運営組織のあり方研究」第 1 回チーム会議	黒潮町 4 人 事務局 1 人
6/21	土	セミナー「2040 年問題と高知県の進むべき道」	自治労会館 23 人
		2025 年度定時総会	自治労会館 団体 27 人 個人 51 人
6/30	月	「公共交通から考える 2040 年の高知のまちづくり研究」第 1 回チーム会議	自治労会館 4 人 事務局 1 人
7/8	火	「地域運営組織のあり方研究」第 2 回チーム会議	自治労会館 4 人 事務局 1 人
7/9	水	7/26 開催シンポジウムパネリストとの打ち合せ	香我美町 理事 2 人
7/11	金	「公共交通から考える 2040 年の高知のまちづくり研究」第 2 回チーム会議	自治労会館 4 人 事務局 1 人
7/17	木	7/26 開催シンポジウム講師との打ち合せ	高知大学 理事 1 人 事務局 1 人
7/26	土	シンポジウム「高知における人口減少時代の処方せん」	三翠園 46 人
7/28	月	第 1 回「公共交通わいわいトーク」	自治労会館 14 人 事務局 2 人
8/18	月	11/29 開催シンポジウムパネリストとの打ち合せ	自治労会館 事務局 1 人
8/29	金	「公共交通から考える 2040 年の高知のまちづくり研究」第 3 回チーム会議	自治労会館 4 人 事務局 2 人
9/23	火	「地域運営組織のあり方研究」第 3 回チーム会議	自治労会館 4 人 事務局 1 人
10/1	水	三役会	自治労会館 3 人 事務局 2 人

【活動日誌】

2025 年

日	曜日	会 議 名 等	場所・参加人数等
4/14	月	三役会	自治労会館 理事 3 人 事務局 3 人
4/18	金	連続セミナー総括シンポジウム講師との打ち合せ	高知大学 理事 1 人 事務局 1 人
4/24	木	「地域運営組織研究」打ち合わせ	高知県自治研究センター 理事 1 人 事務局 1 人
5/16	金	「連続セミナー総括シンポジウム」講師との打ち合せ	高知大学 理事 1 人 事務局 1 人
5/21	水	2024 年度会計監査	自治労会館 監事 2 人 事務局 2 人
5/22	木	「連続セミナー総括シンポジウム」パネリストとの打ち合わせ	日高村 事務局 1 人
5/27	火	「公共交通から考える 2040 年の高知のまちづくり研究」準備会	自治労会館 4 人 事務局 1 人
5/31	土	2025 年度第 1 回理事会	共済会館 理事 11 人 監事 2 人 事務局 4 人
6/2	月	「地域運営組織のあり方研究」第 1 回チーム会議	黒潮町 4 人 事務局 1 人
6/21	土	セミナー「2040 年問題と高知県の進むべき道」	自治労会館 23 人
		2025 年度定時総会	自治労会館 団体 27 人 個人 51 人
6/30	月	「公共交通から考える 2040 年の高知のまちづくり研究」第 1 回チーム会議	自治労会館 4 人 事務局 1 人
7/8	火	「地域運営組織のあり方研究」第 2 回チーム会議	自治労会館 4 人 事務局 1 人
7/9	水	7/26 開催シンポジウムパネリストとの打ち合せ	香我美町 理事 2 人
7/11	金	「公共交通から考える 2040 年の高知のまちづくり研究」第 2 回チーム会議	自治労会館 4 人 事務局 1 人
7/17	木	7/26 開催シンポジウム講師との打ち合せ	高知大学 理事 1 人 事務局 1 人
7/26	土	シンポジウム「高知における人口減少時代の処方せん」	三翠園 46 人
7/28	月	第 1 回「公共交通わいわいトーク」	自治労会館 14 人 事務局 2 人
8/18	月	11/29 開催シンポジウムパネリストとの打ち合せ	自治労会館 事務局 1 人
8/29	金	「公共交通から考える 2040 年の高知のまちづくり研究」第 3 回チーム会議	自治労会館 4 人 事務局 2 人
9/23	火	「地域運営組織のあり方研究」第 3 回チーム会議	自治労会館 4 人 事務局 1 人
10/1	水	三役会	自治労会館 3 人 事務局 2 人

日	曜日	会 議 名 等	場所・参加人数等
10/4	土	2025 年度第 2 回理事会	共済会館 理事 8 人 監事 1 人 事務局 4 人
10/14	火	「地域運営組織のあり方研究」集落活動センターアンケート実施のための県への要請	県庁 理事 1 人 事務局 2 人
10/31	金	「地域運営組織のあり方研究」集落活動センターアンケート実施のための県との打ち合わせ	県庁 事務局 1 名
11/1	土	自治総研・自治研センター交流集会	ZOOM 3 人
11/7	金	「公共交通から考える 2040 年の高知のまちづくり研究」第 4 回チーム会議	自治労会館 4 人 事務局 1 人
11/10	月	11/29 開催シンポジウムパネリストとの打ち合せ	ZOOM 4 人 事務局 2 人
11/21	金	第 2 回「公共交通わいわいトーク」	共済会館 13 人 事務局 2 人
11/29	土	シンポジウム「産業×福祉」	高知サンライズホテル 43 人
12/1	月	三役会	自治労会館 3 人 事務局 2 人
12/20	土	2025 年度第 3 回理事会	ちより街テラス会議室 理事 10 人 監事 1 人 事務局 4 人
12/26	金	「公共交通から考える 2040 年の高知のまちづくり研究」第 5 回チーム会議	自治労会館 4 人 事務局 2 人

2026 年

日	曜日	会 議 名 等	場所・参加人数等
2/4	水	第 3 回「公共交通わいわいトーク」	共済会館 14 人 事務局 2 人
2/13	金	「公共交通から考える 2040 年の高知のまちづくり研究」第 6 回チーム会議	自治労会館 4 人 事務局 2 人
2/19	木	「地域運営組織のあり方研究」第 4 回チーム会議	ウェブ会議 4 人 事務局 1 人
3/2	月	三役会	自治労会館 3 人 事務局 3 人
3/14	土	2025 年度第 4 回理事会	ちより街テラス会議室 理事 9 人 監事 1 人 事務局 4 人
3/16	月	集落活動アンケート第 1 次集約結果を県(中山間地域対策課)に報告	県庁 事務局 1 人
3/27	金	「地域運営組織のあり方研究」第 5 回チーム会議	ウェブ会議 3 人 事務局 1 人

集落活動センターの運営と連携に関するアンケート調査

【回答票】

■ このアンケート調査は、高知県中山間地域対策課の協力のもと、高知県内の集落活動センターの取り組み内容や他主体との連携の有無、現在抱えている課題等について把握するために行うものです。

集落活動センターの運営に携わる「代表者の方」にご回答いただきたく存じます。同封の回答例を参考に、回答をご記入ください。

■ このアンケート票は全6ページ、設問は全10問ございます。見落とされることのないようご注意ください。

■ ご回答いただいたアンケート票は、同封の返信用封筒に入れてポストに投函ください。なお、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、**2025年11月30日を投函締切とさせていただきます。**

お手数をおかけして申し訳ありませんが、必ず締切までにご提出いただきますようお願いいたします。

■ 提出いただいたアンケート票は厳重に管理し、得られた情報は集落活動センターに関連する制度設計に向けた取り組み及び研究目的以外には一切使用しません。また事前の許可なく個々の集落活動センターが特定できるかたちでの公表は一切いたしませんので、皆さまにご迷惑をおかけすることがないことを約束いたします。どうか気兼ねのない回答をお願いいたします。

設問内容や回答方法についてご不明な点がございましたら、お手数ですが下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。

企 画 公益社団法人高知県自治研究センター（担当：中島・折田）
実 施 協 力 近畿大学総合社会学部総合社会学科地域デザイン研究室（担当：野田）
お問い合わせ先 088-822-6460（中島・折田） または m_noda@kindai.ac.jp（野田）

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

1 はじめに、あなたの所属する集落活動センター（以下、集落C）の基本情報についておうかがいします。以下の各項目について、あなたの所属する集落Cの情報について記入ください。

集落Cの 名称	
------------	--

集落Cの 運営主体の名称	
-----------------	--

集落C運営主体の 構成員数と内訳	合計	人	雇用形態の内訳をご記入ください。												
	男性	人	正規雇用	人	アルバイト	人	地域おこし協力隊	人	集落支援員	人	ボランティア	人	その他	人	
	女性	人	年代の内訳をご記入ください。												
		人	20代	人	30代	人	40代	人	50代	人	60代	人	70代	人	80代以上

集落Cの運営主体の 組織形態	☐ 自治会 ☐ NPO法人 ☐ 一般社団法人 ☐ 任意団体 ☐ その他（ ）
-------------------	---

集落Cの 活動範囲	☐ 現在の市町村の範囲 ☐ 合併前の市町村(旧市町村)の範囲
	☐ 現在の小学校区の範囲 ☐ 統廃合前の小学校区(旧小学校区)の範囲
	☐ 旧小学校区より（具体的な範囲を記入ください） 小さい範囲
	☐ その他：（具体的な範囲を記入ください）

2

あなたの所属する集落Cが現在、拠点としている施設についておうかがいします。
以下の選択肢の中から、いずれか1つに「✓」を記入ください。

いずれかに「✓」

- ☐ 集落C設立前から存在していた現役の施設(地元の公民館など)
- ☐ 集落C設立前から存在していたが空き施設であり
集落C設立に伴い増改築やリノベーションがなされた施設(廃校の活用など)
- ☐ 集落C設立前は存在してなかった施設であり、集落C設立に伴い新築された施設
- ☐ その他:具体的な経緯や施設を記入ください→ ()

3

集落Cの拠点施設に対する課題や要望についておうかがいします。それぞれの項目の満足度について該当する箇所に「○」を記入いただいた上で、具体的な課題や要望について記入ください。

いずれかに「○」

施設の立地や交通アクセス	☐ 満足	☐ どちらかといえは満足	☐ どちらでもない	☐ どちらかといえは不満	☐ 不満
施設の部屋の広さや大きさ	☐ 満足	☐ どちらかといえは満足	☐ どちらでもない	☐ どちらかといえは不満	☐ 不満
施設の屋外空間の広さや大きさ (中庭や駐車場、作業場など)	☐ 満足	☐ どちらかといえは満足	☐ どちらでもない	☐ どちらかといえは不満	☐ 不満
施設の外観やデザイン	☐ 満足	☐ どちらかといえは満足	☐ どちらでもない	☐ どちらかといえは不満	☐ 不満
施設の冷暖房や断熱性	☐ 満足	☐ どちらかといえは満足	☐ どちらでもない	☐ どちらかといえは不満	☐ 不満
施設の調理／加工設備 (台所や冷蔵庫、調理器具など)	☐ 満足	☐ どちらかといえは満足	☐ どちらでもない	☐ どちらかといえは不満	☐ 不満
施設の防犯性やセキュリティ	☐ 満足	☐ どちらかといえは満足	☐ どちらでもない	☐ どちらかといえは不満	☐ 不満
施設の備品や什器類 (椅子や机、収納など)	☐ 満足	☐ どちらかといえは満足	☐ どちらでもない	☐ どちらかといえは不満	☐ 不満
施設のバリアフリー対応	☐ 満足	☐ どちらかといえは満足	☐ どちらでもない	☐ どちらかといえは不満	☐ 不満
施設のネットワーク環境 (インターネット速度やPC環境など)	☐ 満足	☐ どちらかといえは満足	☐ どちらでもない	☐ どちらかといえは不満	☐ 不満
施設の利用コスト (光熱水費や公益費、その他コストなど)	☐ 満足	☐ どちらかといえは満足	☐ どちらでもない	☐ どちらかといえは不満	☐ 不満
施設の総合評価 (上記を踏まえた全体的な満足度)	☐ 満足	☐ どちらかといえは満足	☐ どちらでもない	☐ どちらかといえは不満	☐ 不満

その他、拠点施設の具体的な課題や要望について、ご自由にお書きください。

あなたの所属する集落Cで行っている事業や取り組みについておうかがいします。
以下の各取り組みについて該当するものに「✓」をご記入ください。

いずれかに「✓」

生活必需品(食品や生活用品など)に関する物販事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
地元特産品(直売所やお土産など)に関する物販事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
通信販売や宅配物の取り次ぎ／預かりの事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
買い物代行や(灯油などの)配達／運送の事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
乗合や送迎、デマンド交通に関する事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
高齢者を対象とした見守りや訪問の事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
高齢者を対象としたセミナーや講座の事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
青少年の居場所づくりや学習支援の事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
地元特産品や加工品の開発や生産の事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
カフェや食堂の運営に関する事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
民泊やゲストハウスなどの宿泊サービスの事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
河川や里山、山林の管理や保全に関する事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
避難訓練や食糧備蓄などの防災に関する事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
地域行事や祭事の運営に関する事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
(来訪者などを対象とした)体験サービスやガイドの事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
(来訪者などを対象とした)マルシェやイベントの事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
移住者やマッチングや移住体験に関する事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
地域の空き家の管理や取引に関する事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
地域の空き農地の管理や取引に関する事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
(サークル運営などの)地域の娯楽や趣味に関する事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
アドバイザーや専門家の窓口や受入の事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
ボランティアや大学生など受入や交流の事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
(新聞やマガジン発行などの)地元向けの広報の事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
(観光情報の発信などの)地域外向けの広報の事業	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
その他①:()	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない
その他②:()	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいないが 取り組みたいと思う	☐ 取り組んでいない

5

前問で挙げた事業や取り組みにおいて、集落 C 以外の地域内の団体や組織との相互連携や協力はどのくらい行われていますか。以下の各項目について該当するものに「✓」をご記入ください。

いずれかに「✓」

自治会／町内会	☐ 頻繁に連携／協力がある	☐ ときどき連携／協力がある	☐ ほとんどない
老人会	☐ 頻繁に連携／協力がある	☐ ときどき連携／協力がある	☐ ほとんどない
婦人会	☐ 頻繁に連携／協力がある	☐ ときどき連携／協力がある	☐ ほとんどない
青年団／青壮年団	☐ 頻繁に連携／協力がある	☐ ときどき連携／協力がある	☐ ほとんどない
消防団	☐ 頻繁に連携／協力がある	☐ ときどき連携／協力がある	☐ ほとんどない
地域おこし協力隊	☐ 頻繁に連携／協力がある	☐ ときどき連携／協力がある	☐ ほとんどない
集落支援員	☐ 頻繁に連携／協力がある	☐ ときどき連携／協力がある	☐ ほとんどない
あったか ふれあいセンター	☐ 頻繁に連携／協力がある	☐ ときどき連携／協力がある	☐ ほとんどない
スポーツや趣味の クラブ・サークル団体	☐ 頻繁に連携／協力がある	☐ ときどき連携／協力がある	☐ ほとんどない
社会福祉協議会(社協)	☐ 頻繁に連携／協力がある	☐ ときどき連携／協力がある	☐ ほとんどない
その他の団体① 以下に具体名を記入ください ()	☐ 頻繁に連携／協力がある	☐ ときどき連携／協力がある	☐ ほとんどない
その他の団体② 以下に具体名を記入ください ()	☐ 頻繁に連携／協力がある	☐ ときどき連携／協力がある	☐ ほとんどない

6

あなたの集落 C の拠点施設を共同利用や間借り、定期利用している他の組織や団体はありますか。以下の各項目について該当するものに「✓」をご記入ください。

いずれかに「✓」

自治会／町内会	☐ 常駐している(占有の事務室や活動部屋 などのスペースがある)	☐ 時々利用している	☐ 常駐も利用もない
老人会	☐ 常駐している(占有の事務室や活動部屋 などのスペースがある)	☐ 時々利用している	☐ 常駐も利用もない
婦人会	☐ 常駐している(占有の事務室や活動部屋 などのスペースがある)	☐ 時々利用している	☐ 常駐も利用もない
青年団／青壮年団	☐ 常駐している(占有の事務室や活動部屋 などのスペースがある)	☐ 時々利用している	☐ 常駐も利用もない
消防団	☐ 常駐している(占有の事務室や活動部屋 などのスペースがある)	☐ 時々利用している	☐ 常駐も利用もない
地域おこし協力隊	☐ 常駐している(占有の事務室や活動部屋 などのスペースがある)	☐ 時々利用している	☐ 常駐も利用もない
集落支援員	☐ 常駐している(占有の事務室や活動部屋 などのスペースがある)	☐ 時々利用している	☐ 常駐も利用もない
あったか ふれあいセンター	☐ 常駐している(占有の事務室や活動部屋 などのスペースがある)	☐ 時々利用している	☐ 常駐も利用もない
スポーツや趣味の クラブ・サークル団体	☐ 常駐している(占有の事務室や活動部屋 などのスペースがある)	☐ 時々利用している	☐ 常駐も利用もない
社会福祉協議会(社協)	☐ 常駐している(占有の事務室や活動部屋 などのスペースがある)	☐ 時々利用している	☐ 常駐も利用もない
その他の団体① 以下に具体名を記入ください ()	☐ 常駐している(占有の事務室や活動部屋 などのスペースがある)	☐ 時々利用している	☐ 常駐も利用もない
その他の団体② 以下に具体名を記入ください ()	☐ 常駐している(占有の事務室や活動部屋 などのスペースがある)	☐ 時々利用している	☐ 常駐も利用もない

7

あなたの集落 C の運営主体と「地域内の他の組織や団体との情報共有や話し合いの機会」はありますか。以下の各項目それぞれについて該当するものに「✓」をご記入ください。

いずれかに「✓」

自治会／町内会	☐ 定期的に実施している (会合や打ち合わせ、交流会など)	☐ ときどき実施している	☐ ほとんどない
老人会	☐ 定期的に実施している (会合や打ち合わせ、交流会など)	☐ ときどき実施している	☐ ほとんどない
婦人会	☐ 定期的に実施している (会合や打ち合わせ、交流会など)	☐ ときどき実施している	☐ ほとんどない
青年団／青壮年団	☐ 定期的に実施している (会合や打ち合わせ、交流会など)	☐ ときどき実施している	☐ ほとんどない
消防団	☐ 定期的に実施している (会合や打ち合わせ、交流会など)	☐ ときどき実施している	☐ ほとんどない
地域おこし協力隊	☐ 定期的に実施している (会合や打ち合わせ、交流会など)	☐ ときどき実施している	☐ ほとんどない
集落支援員	☐ 定期的に実施している (会合や打ち合わせ、交流会など)	☐ ときどき実施している	☐ ほとんどない
あったかふれあいセンター	☐ 定期的に実施している (会合や打ち合わせ、交流会など)	☐ ときどき実施している	☐ ほとんどない
スポーツや趣味のクラブ・サークル団体	☐ 定期的に実施している (会合や打ち合わせ、交流会など)	☐ ときどき実施している	☐ ほとんどない
社会福祉協議会(社協)	☐ 定期的に実施している (会合や打ち合わせ、交流会など)	☐ ときどき実施している	☐ ほとんどない
その他の団体① 以下に具体名を記入ください ()	☐ 定期的に実施している (会合や打ち合わせ、交流会など)	☐ ときどき実施している	☐ ほとんどない
その他の団体② 以下に具体名を記入ください ()	☐ 定期的に実施している (会合や打ち合わせ、交流会など)	☐ ときどき実施している	☐ ほとんどない

8

集落 C の現状の活動や今後の取り組みにおいて、他の組織や団体との更なる相互連携や協力を考えていますか。以下の選択肢の中からあなたのお考えに最も近いものに「✓」を記入ください。

いずれかに「✓」

- ☐ 連携や協力を前向きであり、すでに働きかけている → 次ページの **9** にお進みください。
- ☐ 連携や協力を前向きであるが難しい
- ☐ 連携や協力は考えていない

8'

前問で「連携や協力を前向きであるが難しい」「考えていない」とお答えいただいた方におうかがいします。その理由についてあなたのお考えにあてはまるものすべてに「✓」を記入ください。

該当するものすべてに「✓」

- | | |
|--|--|
| ☐ 財源が不足している | ☐ (協力者や参加者などの) 人材が不足している |
| ☐ 機器や備品が不足している | ☐ ノウハウやアイデアが不足している |
| ☐ 集落 C 内のモチベーションが不足している | ☐ 他の組織や団体のモチベーションが不足している |
| ☐ 他の組織や団体との関係が良くない | ☐ 他の組織や団体のニーズや目的が分からない |
| ☐ 他の組織や団体の活動目的やルールが異なる | ☐ 集落 C の活動目的が達成されている (連携の必要がない) |
| ☐ その他①: 具体的な理由や背景をご記入ください → () | |
| ☐ その他②: 具体的な理由や背景をご記入ください → () | |
| ☐ その他③: 具体的な理由や背景をご記入ください → () | |

9

あなたの集落Cの概ねの事業規模（2024年度の収入／支出）についておうかがいします。
以下の選択肢の中から、いずれか1つに「✓」を記入いただき、その内訳について記入ください。

いずれかに「✓」

☐ 100 万円未満

☐ 100～250 万円未満

☐ 250～500 万円未満

☐ 500～1000 万円未満

☐ 1000～2000 万円未満

☐ 2000 万円以上

→ 収入の内訳
(概ねの割合で結構です)

国や自治体の補助金／交付金	約	%
民間機関や財団等の補助金	約	%
委託事業による収入	約	%
自主事業による収入	約	%
会費や寄付金による収入	約	%
その他の収入	約	%
合計	約	100 %

合計が100になるようにそれぞれの割合を記入

→ 支出の内訳
(概ねの割合で結構です)

人件費	約	%
管理経費（光熱費など）	約	%
事業経費	約	%
車両維持費／燃料費	約	%
負担金／繰越金	約	%
その他の支出	約	%
合計	約	100 %

合計が100になるようにそれぞれの割合を記入

10

最後に、今後の集落Cにとって必要な支援や制度、あなたが集落Cの取り組みの中で感じる課題やご意見など、ご自由にお書き下さい。

設問は以上になります。ご協力ありがとうございました。

回答内容のお間違いや、ご記入漏れがないか、もう一度ご確認ください。

あなたの氏名と連絡先をご記入ください。(本調査に関連する目的以外には使用しません)

ご氏名	電話番号	メールアドレス
-----	------	---------

このアンケート票を

同封の返信用封筒に入れて、11月30日までにポストに投函ください。

お手数おかけしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

資料 2

第3回わいわいトークで出された高坂学園生涯大学の皆さんの意見

〈現状〉

○電車の利用者が増えたと感じている。免許返納する人が増えてきたからではないか。バスは便が減って、それと正比例で利用者も減っている。

〈運行経路〉

○乗り継ぎ。降りたらそこから何も無い。目的地へどうやって行くのか、スマホで調べれば簡単と言うが、慣れていないと時間がかかり、苦勞する。もうちょっと簡単に乗り継ぎができたりしたら良い。

○土佐道路からはりまや橋経由で南向きに長浜までの行く路線、筆山を通っていくコースがあれば、距離も近いし料金も安くなるのではないかと、思った。

○便数をだいぶ減らしたせいかもしれないが、平和団地を出て、南ニュータウン、蒔絵台、横浜ニュータウンとぐるぐる回るので、はりまや橋へ着くのに1時間かかる。本当に大変で、不満に思う。

○やっぱり行きたいところへすいすい行けないことが、一番不足していると感じる。最初の乗り換えで一時間、次の乗り換えで一時間半待たないといけないこともあり、大変。便数が少ないからなんだろうと思う。

〈ダイヤ〉

○地元から高知市へ来る便だけしかない。南国市民でありながら、南国市役所などがあるところには全く便がない状況。

○日に5便くらいで、昼間は2時間半とか3時間くらい空いている時があり、不満を感じる。

○働いている方にとって、夜は困る。帰りのバスの便がない。極端に便数がなくなったような気がするので、そこが一番不満。

○ダイヤに対しては、日中が2時間に1本しかないことと、帰りの便が早くなったこと（最終便が、高知市からは19時が最終）について不満に感じている。私は毎年のように夏季大学に行っていた（以前は21時くらいが最終だった）が、20時終了なので、帰れなくなるため昨年から行けなくなった。

○イオンとか人が利用するコースはもっと便数を増やしたらどうか。やっぱり商売なので、人が乗るところを増やして、なるだけ他の交通手段に変えないよう、バスに乗ってもらうように企業努力も必要ではないか。

○夜帰る便がない。演劇とかを観に行きたいが、夜の舞台ならダメだな、となる。帰りが 20 時半や 21 時になると、タクシーしか便がなくなるので、最近はそのようなものに全然行けていない。

○電車は 22 時台まであるが路線が限られるので、やっぱりバスがもっとあれば、せめて夜 21 時台までは必要だと思う。

〈運賃〉

○頻繁になると、運賃がすごく嵩んでくる。

○大谷団地からバスで県庁前まで来る場合、1 時間に 1、2 本程度。運賃は 500 円くらい。この前、5 人で長浜までバスで行ったが、一人 810 円で 4,000 円くらいかかり、バスは高いというイメージを受けた。

○バスと電車の総合定期券があればもっと良いのに、といつも思っている。

〈サービスなど〉

○一番大事なのは、乗務員。乗務員不足と言うが、嫌々入って嫌々運転されたら、乗っていて嫌な気持ちになる。これまで何回もあった。バス停で手を挙げないと止まらない。暑いので少し下がって日陰に入っていたら、ずっと素通り。バス停では必ず停まる、が絶対ではないか。

○お年寄りが「ここでえい？」とか聞いたら、「えいえい」と。「えいえい」と言うのは違うんじゃないか。挨拶は大事で、満足度はそこから生まれると思う。区間や運賃など色々課題はあるが、「ありがとうございます」と言われるとまた乗ろうという気持ちになる。人は「ありがとう」と言われると必ず乗りたいくなる。私が「ありがとうございます」と言って降りているのに、何も言われなかったら寂しいなど。そこが一番大切ではないか。

○はりまや橋近辺か朝倉大谷までの帰りのバスのコースが分からない。行きの場合は乗ったらそのまま着くから良いが、帰りはどのバスに乗ったら良いか分からないので、バスが停車した時に大谷に停まるか聞いてから乗らないといけない。

〈乗務員、運転手不足の問題〉

○以前、トラック協会の適正化委員を 10 数年やったことがある。その時に、トラック運転手が少ないから、乗るのに簡単な免許にするとか、経験が少なくても乗れるようにするとか、確保のために色々な方法を取っていた。バスの運転免許の取らせ方だったり、運転手の育て方だったり、何かそういう面の策が必要ではないか。

○かっこ悪いから人が来ないのではないかな。やっぱり、かっこいいというの

が、若者がある職業に惹かれていくところ。

○働き方改革の時間的な部分も分かるが、福利厚生がもう少し良くならないと。

○これからもお世話になることを考えると、待遇改善を要望してあげたい。

〈意見、提案など〉

○住民の立場からできることは、やっぱり乗ることしかない。これから高齢者が増えてきて、免許も返納していったとなると、バスと電車は絶対必要。どうしても残してもらわないといけないから、もっと乗るようにしないといけない。

○車じゃなくてみんなでバスや電車で行こうと呼びかけ、公共交通に乗る機会を多く作っていきたい。例えば、みんなで美術館へ行く時に「今度の水曜日は電車で移動しない？」とか提案ができれば良いかなと思う。団体に乗る癖をつけないと、一人では試さないのでは。

○「ですか」をもう少し宣伝しても良いのではないか。65歳以上のシルバーはポイントが倍になるが、それすら知られていない。ずっとバスに乗っているがそのことを知らなかった方に、ポイント交換に行ってみたらと説明すると、4万円もらったとのこと。もっと宣伝することが大事だと思う。乗ったら得する、というのが一番利用につながる。

○バスや電車の利用者は荷物を持っているので、ベンチなど座れる場所が必要ではと思う。それがあれば、多少時間差があっても乗り換えしやすいのでは。

貸借対照表

2026年 3月31日現在

公益社団法人 高知県自治研究センター

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	4,195,272	5,274,916	△ 1,079,644
未収金	5,000	5,000	0
前払金	30,000	30,000	0
流動資産合計	4,230,272	5,309,916	△ 1,079,644
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	390,000	266,400	123,600
事業積立預金	900,000	800,000	100,000
特定資産合計	1,290,000	1,066,400	223,600
固定資産合計	1,290,000	1,066,400	223,600
資産合計	5,520,272	6,376,316	△ 856,044
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	144,428	147,299	△ 2,871
預り金	59,163	40,478	18,685
流動負債合計	203,591	187,777	15,814
2. 固定負債			
退職給付引当金	390,000	266,400	123,600
固定負債合計	390,000	266,400	123,600
負債合計	593,591	454,177	139,414
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(900,000)	(800,000)	(100,000)
正味財産合計	4,926,681	5,922,139	△ 995,458
負債及び正味財産合計	5,520,272	6,376,316	△ 856,044

貸借対照表内訳表

2026年 3月31日現在

公益社団法人 高知県自治研究センター

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	4,195,272	0	4,195,272
未収金	5,000	0	5,000
前払金	30,000	0	30,000
流動資産合計	4,230,272	0	4,230,272
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	351,000	39,000	390,000
退職給付引当資産(一般)	351,000	39,000	390,000
事業積立預金	900,000	0	900,000
積立預金(一般)	900,000	0	900,000
特定資産合計	1,251,000	39,000	1,290,000
固定資産合計	1,251,000	39,000	1,290,000
資産合計	5,481,272	39,000	5,520,272
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	144,428	0	144,428
預り金	59,163	0	59,163
社会保険料	25,474	0	25,474
雇用保険料	15,585	0	15,585
源泉所得税	18,104	0	18,104
他会計借入金	△ 72,747	72,747	0
流動負債合計	130,844	72,747	203,591
2. 固定負債			
退職給付引当金	351,000	39,000	390,000
固定負債合計	351,000	39,000	390,000
負債合計	481,844	111,747	593,591
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	4,999,428	△ 72,747	4,926,681
(うち特定資産への充当額)	(900,000)	(0)	(900,000)
正味財産合計	4,999,428	△ 72,747	4,926,681
負債及び正味財産合計	5,481,272	39,000	5,520,272

貸借対照表附属明細書

財務諸表の注記に記載しているため、附属明細書の記載は省略しています。

正味財産増減計算書

2025年 4月 1日から2026年 3月31日まで

公益社団法人 高知県自治研究センター

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[214]	[2]	[212]
特定資産受取利息	214	2	212
受取会費	[1,498,000]	[1,395,000]	[103,000]
正会員受取会費	1,498,000	1,395,000	103,000
受取寄付金	[5,800,000]	[5,800,000]	[0]
受取寄付金	5,800,000	5,800,000	0
雑収益	[2,923]	[1,290]	[1,633]
受取利息	2,923	1,290	1,633
経常収益計	7,301,137	7,196,292	104,845
(2) 経常費用			
事業費	[6,825,482]	[6,477,542]	[347,940]
給料手当	3,460,861	3,119,248	341,613
退職給付費用	111,240	81,324	29,916
福利厚生費	485,649	467,355	18,294
旅費研究費	312,585	330,784	△ 18,199
通信運搬費	160,258	171,321	△ 11,063
事務賃借料	730,185	579,519	150,666
新聞図書費	1,650	2,000	△ 350
研修会議費	629,400	520,483	108,917
消耗品費	38,500	24,706	13,794
印刷製本費	369,380	579,370	△ 209,990
諸謝金	520,699	595,015	△ 74,316
支払手数料	5,075	6,417	△ 1,342
管理費	[1,471,113]	[1,340,827]	[130,286]
給料手当	384,539	346,582	37,957
退職給付費用	12,360	9,036	3,324
福利厚生費	63,961	51,930	12,031
会議研修費	289,037	290,666	△ 1,629
通信運搬費	54,485	45,840	8,645
事務賃借料	312,938	248,366	64,572
消耗品費	16,500	10,588	5,912
支払手数料	322,293	322,819	△ 526
諸会費	15,000	15,000	0
経常費用計	8,296,595	7,818,369	478,226
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 995,458	△ 622,077	△ 373,381
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 995,458	△ 622,077	△ 373,381
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 995,458	△ 622,077	△ 373,381
一般正味財産期首残高	5,922,139	6,544,216	△ 622,077
一般正味財産期末残高	4,926,681	5,922,139	△ 995,458
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	4,926,681	5,922,139	△ 995,458

正味財産増減計算書内訳表

2025年 4月 1日から2026年 3月31日まで

公益社団法人 高知県自治研究センター

(単位: 円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[0]	[214]	[214]
特定資産受取利息	0	214	214
受取会費	[30,024]	[1,467,976]	[1,498,000]
正会員受取会費	30,024	1,467,976	1,498,000
受取寄付金	[5,800,000]	[0]	[5,800,000]
受取寄付金	5,800,000	0	5,800,000
雑収益	[0]	[2,923]	[2,923]
受取利息	0	2,923	2,923
経常収益計	5,830,024	1,471,113	7,301,137
(2) 経常費用			
事業費	[6,825,482]	[0]	[6,825,482]
給料手当	3,460,861	0	3,460,861
退職給付費用	111,240	0	111,240
福利厚生費	485,649	0	485,649
旅費研究費	312,585	0	312,585
通信運搬費	160,258	0	160,258
事務賃借料	730,185	0	730,185
新聞図書費	1,650	0	1,650
研修会議費	629,400	0	629,400
消耗品費	38,500	0	38,500
印刷製本費	369,380	0	369,380
諸謝金	520,699	0	520,699
支払手数料	5,075	0	5,075
管理費	[0]	[1,471,113]	[1,471,113]
給料手当	0	384,539	384,539
退職給付費用	0	12,360	12,360
福利厚生費	0	63,961	63,961
会議研修費	0	289,037	289,037
通信運搬費	0	54,485	54,485
事務賃借料	0	312,938	312,938
消耗品費	0	16,500	16,500
支払手数料	0	322,293	322,293
諸会費	0	15,000	15,000
経常費用計	6,825,482	1,471,113	8,296,595
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 995,458	0	△ 995,458
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 995,458	0	△ 995,458
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 995,458	0	△ 995,458
当期一般正味財産増減額	△ 995,458	0	△ 995,458
一般正味財産期首残高	5,994,886	△ 72,747	5,922,139
一般正味財産期末残高	4,999,428	△ 72,747	4,926,681
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	4,999,428	△ 72,747	4,926,681

正味財産増減計算書附属明細書

財務諸表の注記に記載しているため、附属明細書の記載は省略しています。

財産目録

2026年3月31日 現在

(単位：円)

科目	場所等	物量	使用目的等	金額
I 資産の部				
1. 流動資産				4,230,272
現金・預金				
普通預金	四国労働金庫 高知支店 普通預金 3377677		運転資金として保有	4,195,272
未収金			クンペル高知健康診断助成金	5,000
前払金	(一財) 自治労会館		家賃の前払い分	30,000
流動資産合計				4,230,272
2. 固定資産				1,290,000
(1) 特定資産				
退職給付引当資産	四国労働金庫 高知支店 定期預金 4294390		公益目的事業の退職給付引当金見合い資金として管理している。	351,000
			法人会計の退職給付引当金見合い資金として管理している。	39,000
事業積立預金	四国労働金庫 高知支店 普通預金 3377677		特定費用準備資金であり公益社団法人移行20周年事業に使用するため規定により積立、管理している。	900,000
特定資産合計				1,290,000
固定資産合計				1,290,000
資産合計				5,520,272
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金				144,428
	株式会社英光事務機		パフォーマンスチャージ代金の未払い分	2,512
	日本郵便株式会社		後納郵便代金の未払い分	910
	厚生労働省		社会保険料3月分	26,087
	株式会社朝日ネット		プロバイダ料の未払い分	1,650
	N T Tファイナンス株式会社		電話料金の未払い分	15,020
	従業員		3月給与・残業手当の未払い分	98,249
預り金				59,163
	従業員		従業員から預かった社会保険料	25,474
	従業員		従業員から預かった雇用保険料	15,585
	従業員		従業員から預かった源泉所得税	18,104
流動負債合計				203,591
2. 固定負債				
退職給付引当金			公益目的事業の従業員に対する退職金支払いに備えたもの。	351,000
			法人会計の従業員に対する退職金支払いに備えたもの。	39,000
固定負債合計				390,000
負債合計				593,591
正味財産				4,926,681

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成 20 年 4 月 11 日 平成 21 年 10 月 16 日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用しています。

(1) 引当金の計上基準

退職給付引当金は、社内規定による期末現在の要支給額により計上しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式により処理しております。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	266,400	123,600	0	390,000
事業積立預金	800,000	100,000	0	900,000
合 計	1,066,400	223,600	0	1,290,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
特定資産				
退職給付引当資産	390,000	(0)	(0)	(390,000)
事業積立金	900,000	(0)	(900,000)	(0)
合 計	1,290,000	(0)	(900,000)	(390,000)

監査報告書

公益社団法人 高知県自治研究センター

理事長 東森 歩 殿

私たち監事は、2025（令和 7）年 4 月 1 日から 2026（令和 8）年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

2026 年 5 月 15 日

公益社団法人 高知県自治研究センター

監 事 森川 直只

公益社団法人 高知県自治研究センター

監 事 山本 洋子

第 3 号議案

任期満了に伴う役員の改選（案）について

2026 年度事業計画

1. 2026 年度の活動の柱

- (1) 活動の基本を、「地域の発展と地域で暮らす人への寄り添い」とし、地域に貢献できる研究を行うことにより、県民福祉の向上や地域の活性化などにつながる実践的な研究に取り組みます。
- (2) 研究については、公益目的事業のさらなる深化と活性化の実現をめざすこととし、引き続き中長期的な視野に立った「基礎研究」と「地域・団体などの要請に応じた一般研究」の二本立てとし、事業実施にあたっては研究者を中心としながら、研究員を募り、チーム体制で進めます。

2. 2026 年度の具体的な活動内容

- (1) 組織体制の確立について
 - ① 定款に基づき、総会、理事会等の円滑な運営をはかるとともに、研究活動の点検や具体的な活動、新たな研究テーマの設定などセンターの基本的活動のあり方について、理事会における討議を深めます。また、定款に基づく運営に遺漏のないよう、事務局機能の強化をはかります。
 - ② 団体および個人会員の拡大に努めることと合わせて、会員募集の宣伝物作成とホームページの充実をはかります。
- (2) 2026 年度の調査・研究活動
 - ① 地域運営組織研究
 - i. 持続可能な地域を築いていくうえでの拠点となる地域運営組織（集落活動センター、あったかふれあいセンター）の役割と機能について検証するため、2023 年度からこの研究に取り組んでいます。2023～2024 年度は、7 市町村の 7 地域において聴き取り調査を行いました。2025 年度は集落活動センターの取り組み内容と抱える課題、あったかふれあいセンターなど他の主体との連携状況等を把握するために、県内 70 か所の「集落活動センターの運営と連携に関するアンケート調査」を実施し、50 の集落活動センターから回答を得て（回収率 71.4%）、現在集約・分析に取り組

んできています。

- ii. この研究においては、「縦割り行政が地域運営組織の融合を妨げている」、「高齢者や障がい者が産業活動を行うことが福祉的効果（元気・生きがい）をもたらすという『産業福祉』の考え方が優位性を持つ」という立場から、集落活動センター、あったかふれあいセンターの連携を軸とした各地域の持続可能性を高めるための地域拠点のあるべき姿を模索していきます。
- iii. 具体的には、「集落活動センターの運営と連携に関するアンケート調査」の詳細な分析を行い、県内の集落活動センターの活動内容と抱える課題、あったかふれあいセンターなど他の主体との連携の有無や程度、可能性等を明らかにすることをめざします。同時に、アンケート調査で浮き彫りになった連携や共有の具体的姿を深掘りするための各地域ヒアリング調査も実施していきます。

② 公共交通から考える 2040 年の高知のまちづくり

- i. 2020 年度から 2023 年度にかけて実施してきた「公共交通の再生に向けた研究」を引き継いで、2025 年度から「公共交通から考える 2040 年の高知のまちづくり研究」を開始しました。具体的には、様々なゲストをお招きして、ゲストから「2040 年の高知の公共交通のあるべき姿」について語っていただき、これをもとに自由な意見交換を行う「公共交通わいわいトーク」を 3 回にわたって実施してきました。
- ii. 本年度も「わいわいトーク」を継続して実施し、一定の段階で取りまとめ作業に入り、高知のまちづくりの方向性を示す「未来への提言」を作成することをめざします。

また、ゲストの皆さんにも「わいわいトーク」への継続した参加や、取りまとめ作業にも加わっていただくことをお願いして、多くの皆さんの議論により、提言をつくりあげていくことを追求します。

（3）セミナー・シンポジウムの開催

- ① 変化の早い社会状況に左右されることなく、動きの底流に視点をあてる時事的テーマによるセミナーの開催を追求します。その際には、関係する分野の団体等との共催による実施も検討します。また、シンポジウムについては、公益目的に資する内容を中心に、継続的に行えるシンポジウム開催をめざします。

(4) 成果の公開について

- ① これまで行ってきた各々の調査・研究活動の研究成果について、成果物として仕上がった段階で報告書を発行するとともに、ホームページへの掲載等で広く住民の方に公開していきます。
- ② また、それぞれの年度の研究成果、事業成果を広く県民に還元する意味からも、自治研究センター年報を作成し、ホームページで公開します。

収支予算書

2026年 4月 1日から2027年 3月31日まで

公益社団法人 高知県自治研究センター

(単位: 円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[500]	[500]	[0]
特定資産受取利息	500	500	0
受取会費	[1,950,000]	[1,720,000]	[230,000]
正会員受取会費	1,950,000	1,720,000	230,000
受取寄付金	[5,800,000]	[5,800,000]	[0]
受取寄付金	5,800,000	5,800,000	0
雑収益	[1,500]	[500]	[1,000]
受取利息	1,500	500	1,000
経常収益計	7,752,000	7,521,000	231,000
(2) 経常費用			
事業費	[9,335,000]	[7,889,000]	[1,446,000]
給料手当	5,400,000	3,780,000	1,620,000
退職給付費用	120,000	99,000	21,000
福利厚生費	770,000	540,000	230,000
旅費研究費	400,000	400,000	0
通信運搬費	200,000	200,000	0
事務賃借料	770,000	770,000	0
新聞図書費	5,000	10,000	△ 5,000
研修会議費	650,000	800,000	△ 150,000
消耗品費	50,000	70,000	△ 20,000
印刷製本費	350,000	500,000	△ 150,000
諸謝金	600,000	700,000	△ 100,000
支払手数料	10,000	10,000	0
雑費	10,000	10,000	0
管理費	[1,852,000]	[1,621,000]	[231,000]
給料手当	622,000	420,000	202,000
退職給付費用	14,000	11,000	3,000
福利厚生費	86,000	60,000	26,000
会議研修費	330,000	330,000	0
通信運搬費	60,000	60,000	0
事務賃借料	330,000	330,000	0
消耗品費	30,000	30,000	0
支払手数料	350,000	350,000	0
諸会費	20,000	20,000	0
雑費	10,000	10,000	0
経常費用計	11,187,000	9,510,000	1,677,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,435,000	△ 1,989,000	△ 1,446,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 3,435,000	△ 1,989,000	△ 1,446,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 3,435,000	△ 1,989,000	△ 1,446,000
一般正味財産期首残高	5,000,000	6,100,000	△ 1,100,000
一般正味財産期末残高	1,565,000	4,111,000	△ 2,546,000
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	1,565,000	4,111,000	△ 2,546,000

収支予算書内訳表

2026年 4月 1日から2027年 3月31日まで

公益社団法人 高知県自治研究センター

(単位: 円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[0]	[500]	[500]
特定資産受取利息	0	500	500
受取会費	[100,000]	[1,850,000]	[1,950,000]
正会員受取会費	100,000	1,850,000	1,950,000
受取寄付金	[5,800,000]	[0]	[5,800,000]
受取寄付金	5,800,000	0	5,800,000
雑収益	[0]	[1,500]	[1,500]
受取利息	0	1,500	1,500
経常収益計	5,900,000	1,852,000	7,752,000
(2) 経常費用			
事業費	[9,335,000]	[0]	[9,335,000]
給料手当	5,400,000	0	5,400,000
退職給付費用	120,000	0	120,000
福利厚生費	770,000	0	770,000
旅費研究費	400,000	0	400,000
通信運搬費	200,000	0	200,000
事務賃借料	770,000	0	770,000
新聞図書費	5,000	0	5,000
研修会議費	650,000	0	650,000
消耗品費	50,000	0	50,000
印刷製本費	350,000	0	350,000
諸謝金	600,000	0	600,000
支払手数料	10,000	0	10,000
雑費	10,000	0	10,000
管理費	[0]	[1,852,000]	[1,852,000]
給料手当	0	622,000	622,000
退職給付費用	0	14,000	14,000
福利厚生費	0	86,000	86,000
会議研修費	0	330,000	330,000
通信運搬費	0	60,000	60,000
事務賃借料	0	330,000	330,000
消耗品費	0	30,000	30,000
支払手数料	0	350,000	350,000
諸会費	0	20,000	20,000
雑費	0	10,000	10,000
経常費用計	9,335,000	1,852,000	11,187,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,435,000	0	△ 3,435,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 3,435,000	0	△ 3,435,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 3,435,000	0	△ 3,435,000
当期一般正味財産増減額	△ 3,435,000	0	△ 3,435,000
一般正味財産期首残高	5,000,000	0	5,000,000
一般正味財産期末残高	1,565,000	0	1,565,000
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	1,565,000	0	1,565,000

公益社団法人高知県自治研究センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人高知県自治研究センター(以下「この法人」という。)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知市鷹匠町2丁目5番47号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高知県における自治のあり方や自治体行政課題などについて総合的な調査研究を行い、住民に密着した民主的な自治体行政を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 資料センターとしての事業
地方自治関係法、都市町村問題、環境問題、住民福祉とサービスの税財政など自治体政策に関するあらゆる文献と資料の収集と整理を行い、各自治体の要請に応える。
 - (2) 研究事業
地方自治のあり方、自治体経営、地方行財政、地域福祉の推進など自治体施策の研究を行う。
 - (3) 教育、調査活動の事業
前2号と関連する調査の受託、研究会、講演会などの開催を行う。
 - (4) 編集・刊行を行う事業
政策に関する定期刊行物、その他資料図書の編集を行う。
 - (5) その他この法人の公益目的を達成するため必要とする事業
2. 前項の事業は、高知県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の目的に賛同し、入会した者をもって会員とする。

2. 会員の種類は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
3. 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、別に定める額(以下「会費」という。)を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において議決権の過半数を有する会員が出席し、総会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに除名する旨の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
2. 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 前条の規定により会員の資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第12条 第10条の規定により資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。
2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。
(1) 会員の除名
(2) 理事及び監事の選任又は解任
(3) 理事及び監事の報酬等の額
(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
(5) 定款の変更
(6) 解散及び残余財産の処分
(7) 不可欠特定財産の処分の承認
(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
2. 前項の規定にかかわらず、次条第3項第2号により開催された総会においては、総会招集を請求する書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。
2. 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。
3. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認めたとき。
(2) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、総会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。
2. 理事長は、前条第3項の規定による招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項その他の法令に定める事項を記載した書面をもって、少なくとも総会開催の日の1週間前までに会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面により議決権を行使できる旨を決定した場合には、総会開催の日の2週間前までに通知をしなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第18条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に規定するものを除き、総会員の過半数の会員が出席し、出席した会員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員としての議決に加わる権利を有しない。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。
(1) 会員の除名
(2) 監事の解任
(3) 役員等の責任の一部免除
(4) 定款の変更
(5) 事業の全部の譲渡
(6) 解散
(7) 合併契約の承認
(8) 不可欠特定財産の処分
(9) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議をするに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行

わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4. 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。
3. 第1項の規定に基づき代理行使された議決権は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(報告の省略)

第22条 理事が会員全員に対し、総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことに関して、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 会員の現在数
 - (3) 総会に出席した会員の数(議決権行使書面を提出した会員を含む。)
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言の要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議長及び総会で選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第24条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 2名以内
 - (3) 常務理事 1名
 - (4) 理事 8名以上15名以内(理事長、副理事長、常務理事を含む。)
 - (5) 監事 2名
2. 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第25条 理事及び監事は、会員の中から総会の決議によって選任する。
2. 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 3. 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
 4. 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記を行い、登記事項証明書を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。
 5. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。
 6. 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 理事長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。
 3. 副理事長は理事長を補佐する。
 4. 常務理事は、業務の執行をはかり、理事長を補佐する。
 5. 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正行為を行い、もしくは当該行為を行うおそれがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
 - (5) 前号の場合において必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。この場合において、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会

- を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又これらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(役員の任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事及び監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第29条 理事及び監事は、総会において会員総数の3分の2以上の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

- 第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、総会で報酬等を支給することについて承認された常勤の理事は、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。また、総会で報酬等を支給することについて承認された監事については、総会において定める総額の範囲内で、監事の協議により別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
2. 役員には、費用を弁償することができる。
3. 第1項の規定の適用に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(就業及び利益相反取引の制限)

- 第31条 理事は、次に掲げる場合には、総会において、その取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。
- (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
2. 前項の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任の免除)

- 第32条 この法人は、法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事の過半数の同意によって免除することができる。

(幹事会)

- 第33条 第4条の事業の実施に関する方針及び研究方法の検討を行うため幹事会を置くことができる。
2. 幹事会の設置及び運営に関する規程は、別に定める。

第6章 理事会

(構成)

- 第34条 この法人に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 総会の日時、場所及び総会の目的事項の決定
- (2) 規則、規程の制定、廃止及び変更に関する事項
- (3) 前号のほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会において必要と認めた事項
2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け

- (2) 多額の借財
- (3) 重要な職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (6) 第32条に定める責任の一部免除

(開催)

第36条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事より会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求した理事が招集したとき。
- (4) 監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

第37条 前条第3号及び第4号の場合を除き、理事会は理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2号又は第4号に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対しその通知をしなければならない。
- 4. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 5. 理事長が欠けたとき又は事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2. 前項の規定にかかわらず、理事長が欠けたとき又は事故あるときは、理事長を選出するまでの間、理事会の議長は副理事長がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名、押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第42条 この法人の資産は、基本財産及びその他の財産とする。

- 2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (2) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産の管理については、理事長が行うものとし、その方法については、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

- 2. この法人は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。

(基本財産)

第44条 この法人の基本財産は、第42条第2項に定める財産とする。

- 2. 前項の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法

人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するとき
は、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(経費の支弁)

第45条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画書及び収支予算書等)

第47条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類に
ついては、理事長が毎事業年度開始の日の前日までに作成し、理事会の承認を受けなければ
ならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一
般の閲覧に供するものとする。
3. 第1項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに行政
庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に理事長は次の
書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定
時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認
を受けなければならない。
3. 第1項の計算書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなけれ
ばならない。
4. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するも
のとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載
した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第49条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の
規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、
前条4項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第50条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短
期借入金を除き、総会において会員の過半数が出席し、総会員の議決権の3分の2以上の議
決を得なければならない。
2. この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も前項と同様である。

(会計原則)

第51条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第8章 基金

(基金の募集)

第52条 この法人は、基金の拠出を会員又はその他第三者に求めることができる。
2. 拠出された基金は、この法人が解散するまでは返還しないものとする。

(基金の返還)

第53条 基金の返還の手続については、法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所、
方法、その他の必要な事項を清算人において別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会において、総会員の3分の2以上の議決により、変更すること
ができる。
2. 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第55条 この法人は、総会において、総会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。
2. この法人が前項の合併又は譲渡をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第56条 この法人は、法人法第148条の事由によるほか、総会において、総会員の議決権の3分の2以上の議決により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第57条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第58条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第59条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第11章 事務局

(事務局)

- 第60条 この法人の事務を処理するために、この法人に事務局を置く。
2. 事務局には、次の職員を置く。
- (1) 事務局長 1名
 - (2) 事務局次長 若干名
 - (3) 研究所員 若干名
 - (4) 事務局員 若干名
3. 前項第1号の事務局長の選任及び解任については、理事会で行う。
4. 第2項第1号以外の職員については、理事長が任免する。
5. 事務局の組織、運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

- 第61条 事務局には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備置しなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 総会で議決権代理行使をした場合の委任状
 - (4) 総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書
 - (5) 第20条第4項に規定する総会の決議の省略をした場合の同意書
 - (6) 第39条第2項に規定する理事会の決議を省略した場合の同意書
 - (7) 理事、監事及び会員の名簿並びに履歴書
 - (8) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (9) 定款に定める機関(理事会及び総会)の議事に関する書類
 - (10) 財産目録
 - (11) 役員等の報酬規程(第30条第1項ただし書に該当する場合)
 - (12) 事業計画書及び収支予算書
 - (13) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
 - (14) その他法令で定める書類及び帳簿

第12章 雑則

(委任)

- 第62条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の理事長(代表理事)は山本晋平、副理事長(代表理事)は筒井早智子、折田晃一、常務理事(業務執行理事)は石川俊二とする。
3. 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

高知県自治研究センター2026年度会員

団体会員

1	県 職 連 合
2	高 知 市 職 労
3	土 佐 清 水 市 職 労
4	宿 毛 市 職 労
5	須 崎 市 職 労
6	土 佐 市 職 労
7	南 国 市 職 労
8	香 南 市 職 労
9	黒 潮 町 職 労
10	中 土 佐 町 職 労
11	日 高 村 職 労
12	い の 町 職 労
13	仁 淀 川 町 職 労
14	馬 路 村 職 労
15	共 済 労 組
16	仁 淀 衛 生 事 務 労 組
17	国 保 労 組
18	住 宅 供 給 公 社 労 組
19	建 設 技 術 公 社 労 組
20	支 援 員 労 組
21	須 崎 市 民 保 労 組
22	高 知 競 輪 競 馬 労 組
23	県 本 部 書 記 労
24	自 治 労 高 知 県 本 部
25	連 合 高 知 連 合 会
26	全 水 道 高 知 水 道 労 組
27	防 治 会
28	自 治 労 共 済 推 進 本 部 県 支 部

個人会員

1	畦 地 和 也	41	松 本 信 之 助
2	石 川 俊 二	42	門 吉 直 人
3	折 田 晃 一	43	北 村 美 佳
4	川 田 勲	44	中 島 史 博
5	坂 本 茂 雄	45	武 内 昭 憲
6	堀 洋 子	46	長 谷 川 佑
7	山 崎 秀 一	47	山 本 昇 平
8	山 村 一 正	48	浅 川 直 也
9	山 本 洋 子	49	仙 頭 廣 海
10	田 尾 隆	50	新 土 居 正 志
11	福 永 明	51	森 明 香
12	津 野 誠	52	島 村 文 子
13	森 下 乃 文		
14	児 嶋 鈴 香		
15	高 橋 立 一		
16	中 平 正 幸		
17	岡 林 俊 司		
18	間 嶋 祐 一		
19	岡 崎 邦 子		
20	武 内 則 男		
21	竹 村 暢 文		
22	森 幹 夫		
23	石 井 孝		
24	関 隆		
25	東 森 歩		
26	山 下 久 人		
27	山 中 誠		
28	大 野 辰 哉		
29	山 崎 幹 生		
30	森 尚 子		
31	横 山 定 子		
32	福 田 善 乙		
33	伊 藤 豊 隆		
34	小 坂 雄 一 郎		
35	弘 田 条		
36	森 川 直 只		
37	吉 岡 章		
38	横 山 浩 司		
39	明 神 千 代		
40	福 富 真 子		